

研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会（第1回）議事概要

1. 日時：令和元年 11 月 25 日（月） 10：00～11：45
2. 場所：中央合同庁舎 2 号館 9 階第 2 研修室
3. 出席者：自然科学研究機構 小泉 周
東京大学大学院法学政治学研究科 宍戸 常寿
東北メディカル・メガバンク機構 長神 風二
三浦法律事務所 日置 巴美

総務省：吉開審議官、添田管理官、夏目副管理官
文部科学省：増子審議官、仙波課長、前澤室長
(オブザーバー)
内閣官房：古元参事官 内閣府：北郷参事官
厚生労働省：黒羽企画官（代理） 経済産業省：北角補佐（代理）
4. 議事概要：資料 1～4 に基づき事務局より説明後、意見交換。主な意見は以下のとおり（発言順不同）。
 - ・ 医療情報を用いた研究がビッグデータ化する中で、一機関が持つ情報のみでは研究が進まない状況になっている。さらに個人のヘルスレコードなど、多様なデータを組み合わせて研究を行う状況になってくると、大学・研究機関・病院・行政機関など異なるセクターをまたいでデータを重ねていく必要がある。
 - ・ コホート調査では、本人同意の下情報を収集するが、条例の問題で市立病院等から提供が受けられないケースがある。
 - ・ 研究においては匿名化されているとしても、他の情報から個人の特定が可能となるケースがある。また、むしろ、研究によっては、完全に匿名化されていない仮名化情報をマルチセクター間で組み合わせる必要がある場合が考えられる。
 - ・ よく個人情報ではない形でデータを提供してほしいと要望されるが、匿名化した後でも他の情報を参照することにより個人情報化してしまうこともあるという説明をすると、提供情報の利用に自主規制をかけられてしまうケースもある。
 - ・ 個人情報の漏えいが生じた場合に、全て 1 次取得・提供者に責任が寄せられるのは厳しいものがある。また、例えば統計データを作成して公開した後に、同意撤回が行われると、公開したデータとの差分が出て個人の特定につながってしまう可能性が理論上生じる。
 - ・ 個人情報の適切な管理に係る判断が難しく、極端に安全側に寄せてしまっている例もある。学術研究目的として含まれる範囲がどこまでか、また、海外に提供した場合、さらに 2 次 3 次利用されていった場合の回復手段はあるのか、という点も判断が難しい。

- 個人情報の提供について、研究機関の判断に任せきりでは非常に危険。情報を授受する双方が自らの責務を理解していればまだよいが、規律を守り、監督する機関が必要。
- 様々な研究分野ごとに認定個人情報保護団体が存在するが、それぞれで規律を作成した場合、どのようにしてそれぞれの規律を接続していくのかという問題がある。
- 独立行政法人等は、GDPR に対する十分性認定の対象外であるため、EU から日本の独法等に個人情報を提供してもいいのか、と質問を受けることがある。
- GDPR との関係で海外研究者等の個人情報の取扱い、海外データベースにアクセスしての研究が可能か等が議論になったケースがある。取扱いについては研究者への負荷となっているか、あるいは全く気づいていないというケースもあると思われる。
- アンケートについて、具体的にどのような利用目的で個人情報が提供されたのかは、規定の定め方によっては目的外の提供ということもあると考えられるが、このアンケートではそこまでの回答を求められないのではないかという懸念がある。
- アンケートについて、情報の把握が十分に可能か懸念がある。確実に相当する部署、研究担当理事等に説明して、本件にしっかり答えられる者から回答が得られるよう依頼しないといけない。
- アンケートについて、通常このような依頼の場合、総務系の部署が受けることになるが、研究系部署に伝達することが重要。また、ヒアリングなどにより、様々な研究機関が集まっているところでは個人情報についてどのように取り扱っているのか、把握することも重要である。
- アンケートについて、部局レベルで回答する内容だと思うが、複数該当するものや、規則上は「できる」としつつ対応はケースバイケースといった回答もありえるのではないか。

以 上